

臨 検 小 話< =その 11= >

エムティー法務研究会 新屋 博明

臨技法における採血業務の位置付け

1. はじめに

採血が臨技法¹⁾ に定められ、法定業務となってから 40 年近くが経過した今日でも「採血は臨技(臨床検査技師)の本来業務ではなく、あくまでも特例業務にすぎない」という昔からの解釈が根強く残っているようです。私は、採血が特例とし



採血は、臨技法に定められた 臨床検査技師の法定業務です。

て認められた経緯があったとしても、臨技法の<u>本則</u>に明記された以上、もはや「本来業務か、それとも特例業務か」という捉え方ではなく、<u>法定業務として捉えるべきだと思います</u>。

2. 臨技法の誕生前夜

衛生検査技師法から臨技法への改正案が審議された衆議院社会労働委員会の会議録²⁾ を見ると、厚生省医務局長が、①臨床検査技師にきわめて特定の場合の採血というものを認めることにいたしました。②あくまで検査のために行う採血でございまして、治療その他のために行う採血はこれに含まれないというふうに考えております。③この方々(臨技)がいわゆる採血屋的に使われやしないかという問題はございますけれども、何でもかんでもいわゆる採血屋的に使われるということは、これはあり得ないであろうと考えます。…という答弁をしているので、「採血は臨技の本来業務ではなく、あくまでも特例業務にすぎない」という解釈が生まれたのは、当然といえば当然かもしれません。

3. 法の解釈について

法解釈の一つのツール(tool)として、立法資料(立案者の見解や政府委員³⁾の説明など)を重視する歴史的解釈は、「法解釈の基礎作業として不可欠であり、無視しがたい」⁴⁾ものではありますが、「これが唯一の正しい解釈技法だとみるのは不適切」⁴⁾です。つまり、<u>法の解釈というのは、その法律が成立した当時の立案者の見解や政府委員の説明等によって身動きができないように縛られるものではない</u>、ということです。もし、法の解釈が立法者の意思に縛られるとすれば、明治29年4月27日公布の民法や明治40年4月24日公布の刑法は、とっくの昔に"機能不全"になっているはずです。100年以上も前に公布された民法や刑法が機能不全になっていないのは、法の解釈を時代の流れに合わせて変更してきたからです。

臨床検査技師制度が誕生して 40 年近くが経過した今、医療界は未曾有の危機を迎えており、臨技を取り巻く環境も厳しさを増す一方です。もはや「採血は臨技の本来業務ではなく、あくまでも特例業務にすぎない」というような昔の解釈に固執している場合でないことは、医療現場にいる皆さんのほうが切実に感じていると思います。

4. 臨技法第二条と第二○条の二

採血が臨技法の第二条ではなく、第二〇条の二に謳ってあるからといって、「採血は臨技の本来業務ではない」ということにはならないと思います。なぜなら、第二条も第二〇条の二も臨技法の本則に定められた法定業務という点では同じだからです。また、第二条ではなく、第二〇条の二にあるから本来業務ではないとすれば、採血と同じく第二〇条の二に「業とすることができる」と謳われている生理学的検査も「本来業務ではない」ということになるのではないでしょうか。ともかく、「第二条」と「第二〇条の二」という違いで、<u>臨技の業務に"格付け"の</u>ようなことをする必要は全くないと思うのです。

5. おわりに

検査のための採血が臨技の法定業務となった以上、「採血は臨技の本来業務か、それとも特例業務か」というような議論は、ナンセンス (nonsense) だと思います。なぜなら、特例として認められた業務であっても、法に定められて法定業務となった以上は、法定業務として重視すべきであって、いまさら「本来業務か、それとも特例業務か」という議論をして、臨技法に定められた法定業務の"格"を自分たちで下げる必要はないと思うからです。そもそも法定業務として認められた採血について「本来業務ではない」と言っているようでは、新たな法定業務の獲得は難しいと思われます。

■注 釈

- 1) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年4月23日法律第76号)
- 2) 衆議院社会労働委員会(昭和45年5月7日)の会議録から引用
- 3) 政府委員制度は「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) により廃止されました。
- 4) 佐藤幸治ほか: 法律学入門、193、有斐閣、2008 ※本文で使用したイラストは、筆者がユーザー登録をしている市販のイラスト集のものを使用しています。